

堺市会計年度任用職員採用選考受験案内

(障害者相談支援担当)

【試験日程】

令和7年9月7日(日)

【受付期間】

令和7年8月1日(金)から令和7年8月22日(金)まで

[簡易書留・消印有効]

【採用予定日】

令和7年10月1日



堺市健康福祉局

1 募集内容

(1) 試験区分

試験区分	業務内容	採用 予定数
障害者相談 支援担当	・ 障害者虐待防止に関する相談・通報の受理、それらの調査等の実施、障害者や養護者等への相談支援業務 ・ 障害者虐待に関する研修・啓発活動業務	1 名

(2) 受験資格

◆次に掲げる条件の1つを満たす人。なお、①②に該当する場合は加点します。

①社会福祉士の資格を有する人

②精神保健福祉士の資格を有する人

③過去に通算して3年以上障害者(児)に関する相談支援業務に従事した経験がある人

◆国籍及び年齢は問いません。

◆地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。

地方公務員法第16条(抜粋)

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日程・内容等

試験日程	令和 7 年 9 月 7 日（日）	※集合時間、場所等の 詳細については、 受験票の送付にあわせて 案内します。
試験会場	堺市立健康福祉プラザ （堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3番1号）	
試験内容	○ 小論文 （出題された課題に対し400字程度） ○ 面接 （個人面接）	
持参物	○ 受験票 ○ 社会福祉士又は精神保健福祉士 登録証（原本） ※（2）受験資格①又は②の資格要件により受験する場合のみ ○ 在職証明書（所定の様式） ※（2）受験資格③の資格要件により受験する場合のみ ※事業者による証明が必要です。時間に余裕を持って証明書の依頼をしてください。 ※受験資格③の資格要件に必要な期間の証明があれば、その他の期間は必要ありません。 ○ 筆記用具（HB 鉛筆等、消しゴム）	

3 合格発表等

合格発表は令和7年9月12日(金)頃を予定しています。結果の可否に関わらず、受験者本人に結果通知書を郵送します。

※電話や電子メール等による可否の問い合わせにはお答えできません。

※受験者数が募集人数以下であっても、試験の成績によっては、合格としないことがあります。

※受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。また、申込書類の記入事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

4 受験申込み方法

(1) 申込受付期間及び申込方法

郵送により、申込を受け付けます。提出書類に不備がある場合は連絡します。なお、連絡がつかない場合や修正が必要な場合は返送することがあります。このために生じた受験申込みの遅延については一切責任を負いませんので注意してください。

申込 受付期間	令和7年8月1日(金)から令和7年8月22日(金)まで
必要 提出書類	☐ 堺市会計年度任用職員採用選考(障害者相談支援担当) 受験申込書 ※この募集案内に添付されているもの又は堺市ホームページ(下記アドレス参照)からダウンロードし、縮小せずA4サイズの白用紙に印刷したものに、黒ボールペン(消せるボールペンは不可)を使用し、自筆で記入してください。以下の「面接カード」も同様です。 ※半年以内に撮影した鮮明な写真1枚を貼付してください。 (写真はタテ4cm×ヨコ3cm、上半身、正面向き、脱帽で写真裏面に氏名を記入して、受験申込書の所定の欄にのりで貼付してください。) ☐ 面接カード
郵送先	〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課
郵送方法	封筒の表に『堺市会計年度任用職員採用選考(障害者相談支援担当) 受験申込書 在中』と朱書きで明記し、上記の必要提出書類と受験票送付用封筒を同封し、 簡易書留(申込受付期間の消印有効) で郵送してください。

(2) 受験票の発行

申込みの受付後、「受験票」を簡易書留にて郵送します。受験票等は令和7年8月29日（金）以降に発送する予定です。9月3日（水）までに受験票等が届かない場合には、堺市障害施策推進課（後掲6「問い合わせ先」参照）へ至急連絡してください。

※ 送付した受験票は、試験日当日必ず持参してください。

(3) その他

- ・提出書類は一切お返ししません。
- ・受験に際して取得した個人情報、堺市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、採用試験及び採用に関する事務以外の目的の利用は行いません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。

5 報酬・勤務条件等

（令和7年7月現在。今後の人事給与制度等の改正により変わることがあります。）

◆任用根拠：地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する地方公務員

◆勤務時間：週30時間勤務（月～金曜日のうち週4日）

原則として、午前9時～午後5時30分のうち7時間30分（休憩45分）ですが、時間外勤務をすることがあります。

◆任期：令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
勤務成績に応じて、再度任用する場合があります。

◆報酬：月額204,800円

※本市の同業務の会計年度任用職員としての経験年数に応じて加算あり（上限10年）

◆期末勤勉手当：6月、12月に支給※任用初年度は割落とし有

◆その他諸手当：通勤手当、時間外勤務手当に相当する額を本市の規定に基づき費用弁償及び増額報酬として支給

◆休日等：週休日（勤務日以外の日）、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日

◆休暇：年次有給休暇20日（年度途中任用の初年度は、再度任用（4月1日以降）が確定した場合、その日に10日間付与）

特別休暇（夏季、介護等）等

◆勤務地：堺市立健康福祉プラザ3階

◆福利厚生：厚生年金、健康保険、雇用保険、公務災害補償制度等

6 問い合わせ先

堺市健康福祉局障害福祉部障害施策推進課(権利擁護係)

〒590-0808 堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3番1号

(堺市立健康福祉プラザ3階 障害者更生相談所内)

TEL 072-280-2001 (直通) FAX 072-244-3300

(参考)

- 堺市会計年度任用職員(障害者相談支援担当)募集案内ホームページアドレス

<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinji/shokuinsaiyo/kaikeinendo/index.html>

- 堺市ホームページアドレス

パソコン版 <http://www.city.sakai.lg.jp>